

収 入
印 紙

「貸付(割引)実行時」「保証人の追加」共用
貸付根保証・手形・電子記録債権割引根保証用

限定根保証約定書

(金融機関)

年 月 日

御中

住 所

債 務 者

印

住 所

連帯保証人

印

住 所

連帯保証人

印

保証人（以下「乙」という。）は、債務者（以下「甲」という。）が東京信用保証協会の信用保証に基づき、貴_____（以下「丙」という。）と行う_____取引（元本極度額金_____円）によって、丙に対して現在および将来負担するいっさいの債務について、甲と連帯して保証債務を負い、その履行については甲が別に丙と合意した_____取引約定書の各条項のほか、次の各条項に従います。

第1条 丙と乙との本保証契約の極度額と元本確定期日は次の各号によるものとします。

(1) 極 度 額 金 _____ 円

極度額には元本、利息、損害金その他の費用を含みます。

(2) 元本確定期日 _____ 年 月 日

元本確定期日の午前零時に本保証契約における主たる債務の元本が確定するものとします。

第2条 乙は、甲の丙に対する預金その他の債権をもって相殺はしません。

第3条 乙は、丙がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

第4条 乙が保証債務を履行した場合、代位によって丙から取得した権利は、甲と丙との取引継続中は、丙の同意がなければこれを行使しません。もし丙の請求があれば、その権利または順位を丙に無償で譲渡します。

第5条 乙が甲と丙との取引についてほかに保証している場合には、その保証は本保証契約によって変更されないものとします。乙が甲と丙との取引について、将来ほかに保証をした場合にも同様とします。

以上

《お願い》元本確定期日は原則として取引期間（延長されている場合は延長後の取引期間）の満了日の翌日としてください。

収 入
印 紙

(ひな形)

(保証人の追加)当座貸越根保証用

限定根保証約定書

(金融機関)

年 月 日

御中

住 所

債 務 者

印

住 所

連帯保証人

印

住 所

連帯保証人

印

保証人(以下「乙」といいます。)は、債務者(以下「甲」といいます。)が東京信用保証協会の信用保証に基づき、貴____(以下「丙」といいます。)に対して差し入れた____年____月____日付_____(以下「原契約証書」といいます。)に規定する取引によって、丙に対して現在および将来負担するいっさいの債務について、甲と連帯して保証債務を負い、その履行については甲が別に丙と合意した____取引約定書の各条項のほか、次の各条項に従います。

第1条 丙と乙との本保証契約の極度額と元本確定期日は次の各号によるものとします。

(1) 極 度 額 金 _____ 円

極度額には元本、利息、損害金その他の費用を含みます。

(2) 元本確定期日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

元本確定期日の午前零時に本保証契約における主たる債務の元本が確定するものとします。

第2条 乙は、甲の丙に対する預金その他の債権をもって相殺はしません。

第3条 乙は、丙がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

第4条 乙が保証債務を履行した場合、代位によって丙から取得した権利は、甲と丙との取引継続中は、丙の同意がなければこれを行いません。もし丙の請求があれば、その権利または順位を丙に無償で譲渡します。

第5条 乙が甲と丙との取引についてほかに保証している場合には、その保証は本保証契約によって変更されないものとします。乙が甲と丙との取引について、将来ほかに保証をした場合にも同様とします。

以上

《お願い》元本確定期日は原則として取引期間(延長されている場合は延長後の取引期間)の満了日の翌日としてください。

収入
印紙

限定根保証約定書

(金融機関)

年 月 日

御中

住所
債務者
住所
連帯保証人
住所
連帯保証人

- 貸付根保証➡手形貸付
 - 手形割引根保証➡手形割引
 - 電子記録債権割引根保証
 - (電子記録債権のみを割引く場合) ➡電子記録債権割引
 - (手形と電子記録債権の両方を割引く場合) ➡手形割引
 - ➡電子記録債権割引
- 【※二書きとしてください】

銀行➡行
信用金庫➡金庫
信用組合➡組合

融資極度額

保証人(以下「乙」という。)は、債務者(以下「甲」という。)が東京信用保証協会の信用保証に基づき、貴(以下「丙」という。)と行う(元本極度額金)取引(元本極度額金)円)によって、丙に対して現在および将来負担するいっさいの債務について、甲と連帯して保証債務を負い、その履行については甲が別に丙と合意した取引約定書の各条項のほか、次の各条項に従います。

第1条 丙と乙との本保証契約の極度額と元本確定期日は次の各号によるものとします。

(1) 極度額金 円

民法465条の2に基づく極度額
融資極度額×120%

原則、終期の翌日 極度額には元本、利息、損害金その他の費用を含みます。

(2) 元本確定期日 年 月 日

元本確定期日の午前零時に本保証契約における主たる債務の元本が確定するものとします。

- 第2条 乙は、甲の丙に対する預金その他の債権をもって相殺はしません。
- 第3条 乙は、丙がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- 第4条 乙が保証債務を履行した場合、代位によって丙から取得した権利は、甲と丙との取引継続中は、丙の同意がなければこれを行使しません。もし丙の請求があれば、その権利または順位を丙に無償で譲渡します。
- 第5条 乙が甲と丙との取引についてほかに保証している場合には、その保証は本保証契約によって変更されないものとします。乙が甲と丙との取引について、将来ほかに保証をした場合にも同様とします。

以上

《お願い》元本確定期日は原則として取引期間(延長されている場合は延長後の取引期間)の満了日の翌日としてください。